備考

一　（一）区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。

（二）区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

二　これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十八年七月一日現在のものである。

○国土交通省告示第八百六十三号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を指定し、又は変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日　国土交通大臣　石井　啓一

前文中「平成二十八年二月二十四日」を「平成二十八年七月一日」に改める。

表七中

「幾春別川	左岸	三笠市岩見沢事業区九十七林班地先
		石狩川への合流点
	右岸	同市岩見沢事業区五十一林班地先
「幾春別川	左岸	三笠市国有林岩見沢事業区三百九十七林班へ小班地先
		石狩川への合流点
	右岸	同市国有林岩見沢事業区三百五十一林班い四小班地先
「上一の沢川	左岸	三笠市国有林岩見沢事業区百九十九林班地先
「上一の沢川	左岸	三笠市国有林岩見沢事業区百九十九林班い一小班地先
	右岸	同市国有林岩見沢事業区百八十二林班い三小班地先
「桂沢盤の沢川	左岸	三笠市国有林岩見沢事業区二百十六林班地先
「桂沢盤の沢川	左岸	三笠市国有林岩見沢事業区二百十六林班い一小班地先
	右岸	同市国有林岩見沢事業区二百二十九林班ち小班地先
「菊面沢川	三笠市国有林岩見沢事業区四百十八林班地先	
「菊面沢川	左岸	三笠市国有林岩見沢事業区四百十八林班は小班地先
	右岸	同市国有林岩見沢事業区四百八林班い小班地先

を

石狩川への合流点」に、

幾春別川への合流点」に、

幾春別川への合流点」に、

幾春別川への合流点」に、

幾春別川への合流点」に、

幾春別川への合流点」に、

荒川への合流点」に改める。

表二十八中三郷放水路の項の次に次のように加える。

武蔵水路	星川からの分派点

○国土交通省告示第八百六十四号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月一日　国土交通大臣　石井　啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

「三	関東運輸局長	「京浜交通圏」
		「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」
「四	北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」
「七	九州運輸局長	「熊本交通圏」
		「大分市」
		「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「福岡交通圏」及び鹿児島市

を

「三	関東運輸局長	「京浜交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
		「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
「四	北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十一年六月三十日まで
		「富山交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
「七	九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十一年六月三十日まで
		「大分市」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
		「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「福岡交通圏」及び鹿児島市	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

に、

「三	関東運輸局長	「京浜交通圏」
		「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」
「四	北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」
		「富山交通圏」
「七	九州運輸局長	「熊本交通圏」
		「大分市」
		「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「福岡交通圏」及び鹿児島市

を

「三	関東運輸局長	「京浜交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
		「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
「四	北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十一年六月三十日まで
		「富山交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
「七	九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十一年六月三十日まで
		「大分市」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
		「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「福岡交通圏」及び鹿児島市	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

に、

「三	関東運輸局長	「京浜交通圏」
		「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」
「四	北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」
		「富山交通圏」
「七	九州運輸局長	「熊本交通圏」
		「大分市」
		「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「福岡交通圏」及び鹿児島市

を

「三	関東運輸局長	「京浜交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
		「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
「四	北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十一年六月三十日まで
		「富山交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
「七	九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十一年六月三十日まで
		「大分市」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
		「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「福岡交通圏」及び鹿児島市	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

に、

「三	関東運輸局長	「京浜交通圏」
		「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」
「四	北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」
		「富山交通圏」
「七	九州運輸局長	「熊本交通圏」
		「大分市」
		「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「福岡交通圏」及び鹿児島市